

所得税関係

保有株式の売却益を再投資した場合の エンジェル税制の創設

1 はじめに

エンジェル投資は不安定でビジネスリスクの高い創業時・直後における重要な資金調達方法の1つであるが、我が国においてその利用はこれまで極めて低い状況にある。このような状況を踏まえ、個人投資家のスタートアップ支援を促す観点から、令和5年4月1日よりスタートアップへ再投資する場合の優遇税制が開始されることになった。

本稿では、当該制度の概要及び留意点について述べていく。

2 エンジェル税制の創設

(1) 既存株式譲渡とスタートアップ企業への投資時

スタートアップ企業により設立の際に発行される株式（以下、特定株式という）を払込により取得をした居住者等については、その取得をした年分の一般株式・上場株式等に係る譲渡所得の金額からその特定株式の取得に要した金額の合計額を控除することとされた（措法37の13の2、措令25の12）。

例えば一般株式・上場株式等の譲渡所得が30億円発生した年度に特定株式を25億円取得した場合、差額の5億円が課税対象となる。

なお、この適用を受けた特定株式の取得価額は、その取得に要した金額から、譲渡所得より控除した金額のうち20億円を超える部分が控除される。

先ほどの投資時に取得をされた特定株式の取得価額は、25億円から5億円を控除した20億円として算出がされる（措法37の13の2）。

(2) 特定株式の譲渡時

① 譲渡利益が発生する場合

特定株式を譲渡した時は、譲渡価格から上記(1)で算出した取得価額をもとに譲渡所得が計算される。

仮に譲渡価格が35億円の場合、取得価額20億円を控除した15億円が課税対象とされ、特定株式の取得に充てられた金額（最高20億円）については、非課税の取り扱いとなる（措法37の13の2）。

② 譲渡損失が発生する場合

特定株式の譲渡による譲渡損失は、その年で他の一般株式・上場株式等で譲渡利益が発生している時は、その譲渡利益との相殺ができる。

また、その年で相殺しきれなかった譲渡損失については、翌年3年にわたって損失の繰越が認められており、破産、解散等により特定株式の価値がなくなった場合にも同様の取り扱いが認められている（措法37の13の3）。

3 寄附金控除

(1) 投資時

上記2(1)との選択適用となるが、特定株式を取得した場合、対象企業への投資額-2,000円

をその年の総所得金額から控除する優遇措置もある（措法41の18の4）。控除対象となる投資額には上限が設けられており、800万円、総所得金額×40%のいずれか低い方とされている。

(2) 譲渡時

上記(1)の優遇措置を受けた特定株式を譲渡した場合には、特定株式の取得価額から投資額-2,000円を差し引いた金額をもとに譲渡損益が計算される。そのため、当該措置は課税の繰延としての性格を有していることになる。

なお、譲渡損失が発生した場合、その年の他の一般株式・上場株式等の譲渡利益との相殺、相殺しきれなかった譲渡損失及び破産、解散等により生じた損失の翌年3年にわたっての繰越についての取り扱いは同様に認められている（措法37の13の3）。

4 おわりに

スタートアップ企業は財務基盤、競争力の点では脆弱であり、起業促進のためにも、その点をサポートしていく体制の構築が必須であった。その一環として今回の制度改定が行われており、投資家側にとっても、投資額が非課税とされるなどメリットの大きい制度となっているので活用を検討すべきであろう。

〔 右山研究グループ
税理士 山下 晃央 〕